

奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 2 3 号

奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 1 7 号。以下「給与規程」という。）第 1 1 条第 6 項の規定に基づき、通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 給与規程第 1 1 条及びこの規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通勤 職員が勤務のため、その者と住居と勤務公署との間を往復することをいう。
- (2) 普通交通機関等 新幹線鉄道等（給与規程第 1 1 条第 2 項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。）以外の鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設を運賃を徴収して交通の用に供するものをいう。
- (3) 有料の道路 法令の規定により、その通行又は利用について料金を徴収する道路（トンネル、橋等の施設で道路と一体となってその効用を全うするものを含む。）をいう。

2 給与規程第 1 1 条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規程に規定する自動車又は自転車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第 3 条 新たに奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 3 2 号。以下「条例」という。）第 9 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の勤務、給与等に関する事務の処理並びに職員の出勤時間及び退勤時間の記録を行うシステムで総務部総務課長が管理するものをいう。以下同じ。）により、その通勤の実情を速やかに企業長に届け出なければならない。通勤手当の支給を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

第4条 企業長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第9条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 企業長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録するものとする。

（支給範囲）

第5条 条例第9条第1号に規定する職員には、交通機関等（同号に規定する交通機関等をいう。以下この条において同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び同条第3号に掲げる職員は含まないものとする。

2 条例第9条第2号に規定する職員には、自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び同条第3号に掲げる職員は含まないものとする。

3 条例第9条第3号に規定する職員には、交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものは含まないものとする。

4 前3項に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると企業長が認めるものとする。

（1）地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

（2）前号に定めるもののほか、企業長が特に認める場合に該当する職員

（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第6条 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰

路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）第7条に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 給与規程第11条第1項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第12条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（給与規程第11条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 企業長が定める額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員等にあつては、1月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額

(3) 企業長が定める普通交通機関等 企業長が定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、これらの算出方法に準じて算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（自動車又は自転車等使用者の支給額）

第9条 給与規程第11条第1項第2号の自動車を使用する職員にあつては37,500円を、自転車等を使用する職員にあつては10,500円を超えない範囲内において企業長が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車を使用する職員 別表第1に定める額

(2) 自転車等を使用する職員 別表第2に定める額

第10条 給与規程第11条第1項第2号の自動車の駐車のための施設で企業長が定めるものは、回数利用券又は一時預かりによる施設でないものとするほか、企業長が定めるものとする。

2 給与規程第11条第1項第2号の自動車を使用する職員で前項に規定する

施設を併せて利用しているもので企業長が定めるものは、現に自動車の駐車のための施設（以下「駐車場」という。）を利用して、その利用料金を負担することを常例としているものとする。

- 3 給与規程第11条第1項第2号の3、000円を超えない範囲内において企業長が定める額は、1月当たりの駐車場の利用に要する料金の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第11条 給与規程第11条第1項第2号（奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（令和7年3月規則第17号）第21条において読み替えて適用する場合を含む。）の企業長が定める職員は、1月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

- 2 給与規程第11条第1項2号の企業長が定める割合は、100分の50とする。

（併用者の区分及び支給額）

第12条 給与規程第11条第1項第3号に規定する条例第9条第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する給与規程第11条第1項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第9条第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車又は自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 給与規程第11条第1項第1号及び第2号に定める額
- (2) 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が給与規程第11条第1項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額
- (3) 条例第9条第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が給与規程第11条第1項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

(交通の用具)

第13条 条例第9条第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

(1) 自転車

(2) 自動二輪車、原動機付自転車及びその他の原動機付の交通用具

(通勤困難の基準)

第14条 給与規程第11条第2項の新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる基準は、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上であること（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第15条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与規程第11条第2項第1号に規定する特別料金等相当額（第16条第3項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第16条 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程（令和7年3月企業管理規程第18号）第2条第1項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等（支給単位期間又は次項の規定により読み替えた場合における期間をいう。第18条第2項第2号及び第21条において同じ。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和7年2月条例第8号）

第1条に規定する企業団の休日にあたる時は、当該翌日後において当該翌日に最も近い企業団の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

- 3 1月当たりの運賃等相当額等（第12条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与規程第11条第1項第2号に定める額（第12条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第18条第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当における第1項の規定の適用については、同項中「支給単位期間」とあるのは、「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」とする。
（支給の始期及び終期）

第17条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第9条の職員たる要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実を生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

（返納の事由及び額等）

第18条 給与規程第11条第4項の企業長が定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次に掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第9条の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等

の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業し、奈良県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年2月条例第26号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、奈良県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年2月条例第27号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第20条第2項において「休業等となった場合」という。）

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与規程第11条第4項の企業長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、企業長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 企業長が定める額

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに企業長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

イ 前号イに掲げる場合 企業長が定める額

- 3 給与規程第11条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、企業長の定めるところにより、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第19条 給与規程第11条第5項に規定する企業長が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 企業長が定める期間

ウ 企業長が定める定期券を使用する場合 1月

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第8条第1項第3号の普通交通機関等 1月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間の最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 20 号）第 2 条の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業し、自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第 2 条の規定により配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他企業長が定める事由が生ずること。

第 20 条 支給単位期間は、第 17 条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において休業等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全期間にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をして引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第 21 条 条例第 9 条の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第 22 条 企業長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が条例第 9 条の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（その他）

第 23 条 この規程に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第9条関係）

自動車の片道の使用距離	支給額
4キロメートル未満	3, 1 0 0 円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4, 9 0 0 円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5, 5 0 0 円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6, 5 0 0 円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7, 5 0 0 円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8, 5 0 0 円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9, 5 0 0 円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10, 5 0 0 円
18キロメートル以上20キロメートル未満	11, 5 0 0 円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12, 5 0 0 円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13, 5 0 0 円
24キロメートル以上26キロメートル未満	14, 5 0 0 円
26キロメートル以上28キロメートル未満	15, 5 0 0 円
28キロメートル以上30キロメートル未満	16, 5 0 0 円
30キロメートル以上32キロメートル未満	17, 5 0 0 円
32キロメートル以上34キロメートル未満	18, 5 0 0 円
34キロメートル以上36キロメートル未満	19, 5 0 0 円
36キロメートル以上38キロメートル未満	20, 5 0 0 円
38キロメートル以上40キロメートル未満	21, 5 0 0 円
40キロメートル以上42キロメートル未満	22, 5 0 0 円
42キロメートル以上44キロメートル未満	23, 5 0 0 円
44キロメートル以上46キロメートル未満	24, 5 0 0 円
46キロメートル以上48キロメートル未満	25, 5 0 0 円
48キロメートル以上50キロメートル未満	26, 5 0 0 円
50キロメートル以上52キロメートル未満	27, 5 0 0 円
52キロメートル以上54キロメートル未満	28, 5 0 0 円
54キロメートル以上56キロメートル未満	29, 5 0 0 円
56キロメートル以上58キロメートル未満	30, 5 0 0 円
58キロメートル以上60キロメートル未満	31, 5 0 0 円
60キロメートル以上62キロメートル未満	32, 5 0 0 円
62キロメートル以上64キロメートル未満	33, 5 0 0 円
64キロメートル以上66キロメートル未満	34, 5 0 0 円

66キロメートル以上68キロメートル未満	35,500円
68キロメートル以上70キロメートル未満	36,500円
70キロメートル以上	37,500円

別表第2（第9条関係）

自転車等の片道の使用距離	支給額
5キロメートル未満	2,500円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,500円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,500円
20キロメートル以上	10,500円